

## 第2編 本モデル契約の前提となる開発プロセス等

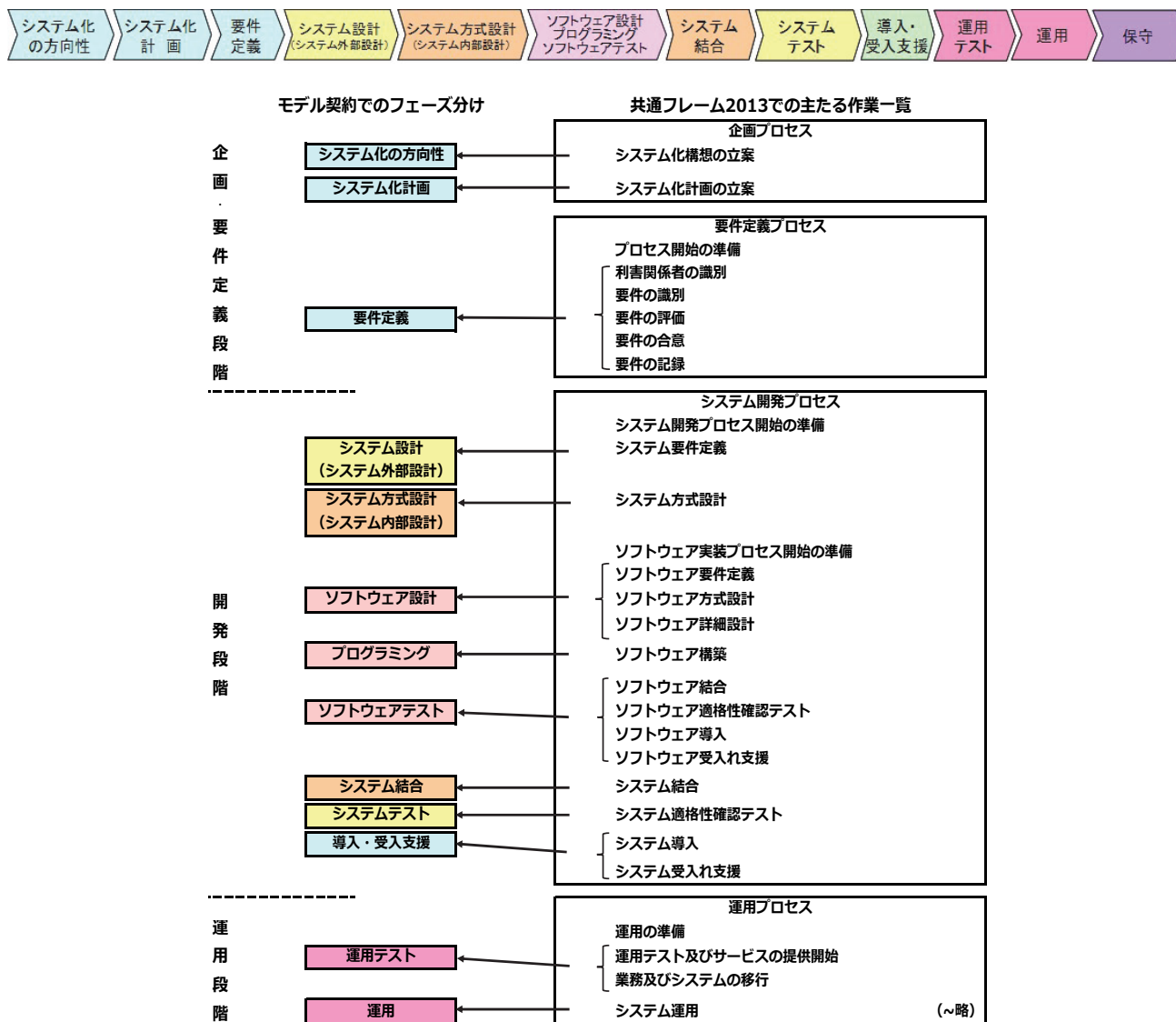
### 1. 想定している開発モデル

契約当事者	対等の交渉力のあるユーザとベンダを想定。 (例) ユーザ：民間大手企業、ベンダ：情報サービス企業
開発モデル	ウォーターフォールモデル
対象システム	重要インフラ、企業基幹システムの受託開発（一部企画を含む）
プロセス	共通フレーム 2013 による標準化されたシステムの要件定義段階、開発段階。 特定のベンダに要件定義段階と開発段階の双方を委託する形態に加え、マルチベンダ形態、工程により異なるベンダに発注する形態も加味。

### 2. 前提とする開発プロセス

本モデル契約は、図1の開発プロセスを踏襲している。

図1 前提とする開発プロセス<sup>6</sup>



<sup>6</sup> 『2007年経済産業省報告書』30頁および『共通フレーム2013』55頁～69頁を参考に作成した。

### 3. 「要件定義」以前の「システム化の方向性」、「システム化計画」の重要性

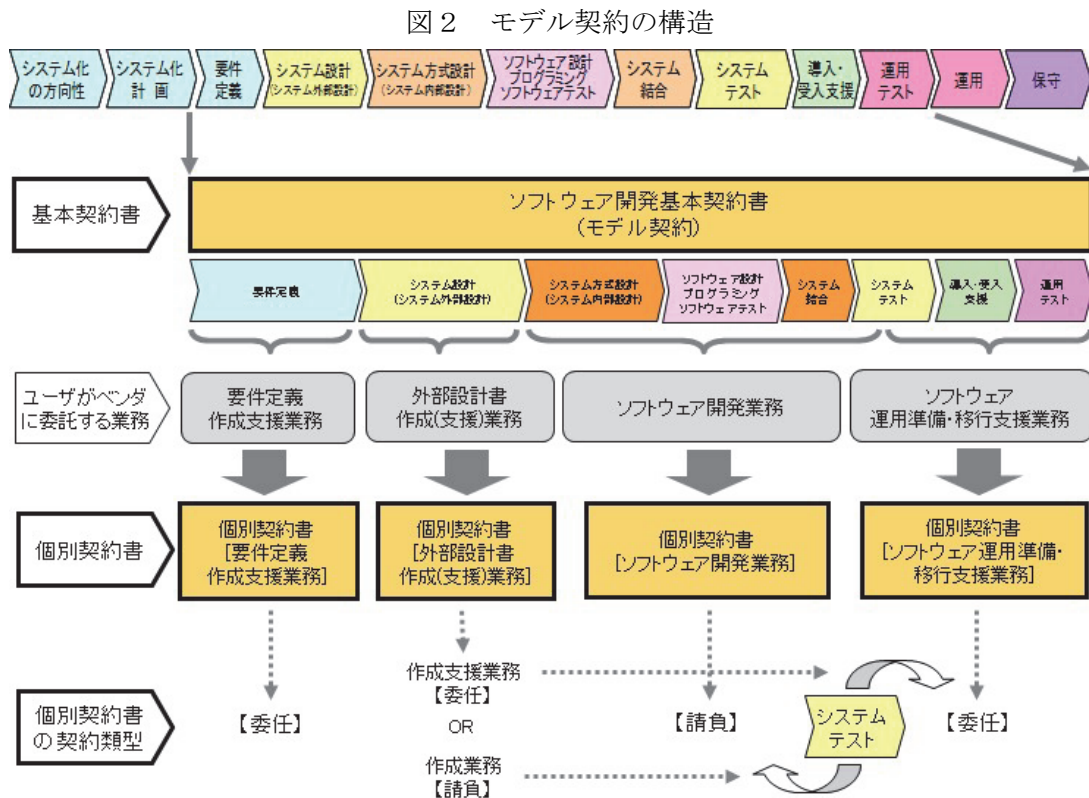
本モデル契約は、「要件定義」から「運用テスト」までの工程におけるユーザとベンダ間の取引を対象としているが、「要件定義」以前の「システム化の方向性」と「システム化計画」の工程に関する取引は対象としていない。

この2つの工程は、ユーザの経営戦略・事業戦略およびこれらを踏まえたIT戦略を明確にし、システム化目的、必要性、課題、実現する機能範囲あるいは投資効果評価や実行計画などシステムおよびプロジェクトの大枠についてユーザの利害関係者（経営層、業務部門、情報システム部門等）の間で合意を形成していく工程、ユーザが主体となって進めていくものである。その際、ユーザ自らだけでは、これらの工程を進めるだけのノウハウ等が不足している場合には、ITコンサルタント等の力を活用することがある。すなわち、「システム化の方向性」と「システム化計画」の工程では、ソフトウェア開発としての契約とは別のコンサルティング等に関する契約が活用されることが多いとされている。このことから、ソフトウェア開発を対象とする本モデル契約ではこれらの工程は対象とはしていない。

「システム化の方向性」と「システム化計画」の2つの工程は、本モデル契約に基づくソフトウェア開発が成功するために非常に重要な工程であるため、システム化に当り、事業のレベルでは経営層が、当該事業を実行する業務レベルでは業務部門が、当該業務を実現するシステムのレベルでは情報システム部門がきっちりスクラムを組んで、システム化の入口である「システム化の方向性」と「システム化計画」に取り組み、ユーザにおける多くの利害関係者間で合意を取り付けておくことが必要である。これらの合意がない、あるいは合意があっても合意内容がベンダに正しく伝わらないと、「要件定義」以降の作業の段階で混乱を生じかねず、せっかくの本モデル契約も水泡に帰すことになる。

### 4. 本モデル契約の構造

本モデル契約の構造を図2に示す。



本モデル契約は基本契約の形態をとっており、ソフトウェアライフサイクルプロセスのうち「要件定義」から「運用テスト」までの工程を対象としている。それらの工程を、次の4つのフェーズに分けて、それぞれのフェーズにおいてユーザがベンダに委託する業務について、それぞれ見積りを行った上でユーザとベンダ間で個別契約書を締結するという多段階契約の構造をとっている。

フェーズ	業務と契約類型
要件定義フェーズ	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 対象工程：「要件定義」</li> <li>✓ ユーザからベンダへの委託業務：「要件定義作成支援業務」</li> <li>✓ 契約類型：準委任</li> </ul>
外部設計フェーズ	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 対象工程：「システム設計（システム外部設計）」（以下、単に「外部設計」という。）</li> <li>✓ ユーザからベンダへの委託業務：「外部設計書作成（支援）業務」</li> <li>✓ 契約類型：準委任または請負の選択</li> </ul>
ソフトウェア開発フェーズ	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 対象工程 <ul style="list-style-type: none"> <li>①外部設計フェーズが準委任の場合 ⇒「システム方式設計（システム内部設計）」～「システム結合」</li> <li>②外部設計フェーズが請負の場合 ⇒「システム方式設計（システム内部設計）」～「システム結合」、「システムテスト」（※）</li> </ul> </li> <li>✓ ユーザからベンダへの委託業務：「ソフトウェア開発業務」</li> <li>✓ 契約類型：請負</li> </ul>
ソフトウェア運用準備・移行フェーズ	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 対象工程 <ul style="list-style-type: none"> <li>①外部設計フェーズが準委任の場合 ⇒「システムテスト」、「導入・受入支援」～「運用テスト」</li> <li>②外部設計フェーズが請負の場合 ⇒「導入・受入支援」～「運用テスト」</li> </ul> </li> <li>✓ ユーザからベンダへの委託業務：「ソフトウェア運用準備・移行支援業務」</li> <li>✓ 契約類型：準委任</li> </ul>

※ システムテストは、外部設計を行った当事者が主体となり実施する。よって、外部設計が準委任契約の場合は、「ソフトウェア運用準備・移行フェーズ」の中でユーザが主体となり実施し、請負契約の場合は、「ソフトウェア開発フェーズ」の中でベンダが主体となり実施する。

## 5. 作業主体と契約類型（準委任と請負）について

開発プロセス	内容	主体
システム化の方向性とシステム化計画	ユーザの経営戦略・事業戦略およびこれらを踏まえた IT 戦略を明確にし、システム化の目的、必要性、課題、実現する機能範囲あるいは投資効果評価や実行計画などシステムおよびプロジェクトの大枠についてユーザの利害関係者（経営層、エンドユーザ部門等）の間で合意を形成していく工程である。	ユーザ

要件定義	ユーザ自身がシステムで実現しようとする業務（内容、運用ルール、処理手順、関連部門の権限、決裁手続き等々）を分析、整理し、システム化する範囲と当該業務を遂行する上で必要となる機能要件ならびに信頼性、セキュリティ、移行・運用方法などの非機能要件を明らかにし、ユーザの利害関係者の合意を取り付けていく工程である。	ユーザ
外部設計	ユーザが日常の業務において使うことになる画面や帳票などのインタフェースを設計し、決定する工程であるが、この工程ではユーザ主体、ベンダ主体のいずれもあり得る。	
	ソフトウェアで実現するユーザ業務の固有性が強く、そこで使用される画面、帳票等にもユーザの固有性が現れるような場合など。	ユーザ
	ユーザの固有事情に比較的左右されないような場合、長期の取引関係等からベンダにおいてユーザの固有性を把握できているような場合など	ベンダ
システム方式設計 (システム内部設計) からプログラミング	機能要件等のハードウェア、ソフトウェア等による実現方式の設計、処理の内部ロジックの設計など、開発すべきソフトウェアの詳細を設計し、プログラミングしていく工程である。	ベンダ
ソフトウェアテストから運用テスト	「ソフトウェアテスト」から「運用テスト」までの各種テストは、上記図2のとおり対応する設計どおりであるか確認するものとされている。	ユーザ/ ベンダ

#### (1) ユーザが作業主体の場合

「要件定義」、「外部設計」、「システムテスト」、「運用テスト」における作業がユーザ主体というのは、要件定義ならユーザ自身が、システムで実現する業務を分析・整理し、必要な機能を明確にし、利害関係者の合意を得るという作業自体を行うことである。その過程で、ユーザがベンダに期待することは、ユーザには欠けている、あるいは不足している技術的知識、ノウハウなどを自身の作業の過程で補充してくれることであろうと思われる。

すなわち、この場合にユーザがベンダに頼んでいること（契約の主題）は、ユーザが主体となって行う作業が技術的に適切に進むよう必要な技術的なアドバイス、指導などの支援を行うことと考えられる。

このような支援を依頼する業務の契約類型は、準委任契約となる。

#### (2) ベンダが作業主体の場合

「外部設計」から「システムテスト」までの作業をベンダが主体となるのは、まさしくそれらの作業をベンダ自身が行うことである。

そこでユーザがベンダに頼んでいること（契約の主題）は、「システムテスト」まで終わったソフトウェアを作り上げることである。

このように何かを完成させることを依頼する業務の契約類型は、請負契約となる。